

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 82)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第2条第4項に規定する「業務委託事業者」及び第2条第1項に規定する「フリーランス」について、それぞれ高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年法」という。）第37条第2項に規定するシルバー人材センター、及び、同法第38条第1項の規定に基づき同センターが臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を提供する高年齢退職者（以下「会員」という。）が形式的には該当すると考えられる。

しかし、本来の発注者と会員の間に入り、会員が安定的に働くことができるよう、法に定める業務を行うシルバー人材センターに対し、第3条から第5条まで及び第12条から第14条までに規定する業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対する義務・努力義務を適用する必要性は認められず、法改正の根拠となる立法事実が存在しないのではないか。

今回の法改正の根拠となる立法事実如何。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

- 本法律案は、フリーランスの取引実態に鑑み、フリーランスが、組織で事業を営む発注事業者との取引関係において、業務委託を受けて働くという事情が相俟って構造的に弱い立場に置かれやすいという特性があることを踏まえ、フリーランスの職種・業務如何を問わず、等しく共通する取引上の課題に対応するため、「広く薄く」規律することにより、最低限の取引環境を整備するものである。
- こうした点等も踏まえ、シルバー人材センターが本法律案の適用対象となることについては、事前に貴課に説明し調整済みと認識している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 83)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 今回の法改正において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定され、本来の発注者と会員の間に入り、会員が安定的に働くことができるよう、法に定める業務を行うシルバーハンマー人材センターのような事例も踏まえ、事業者の業種や規模、フリーランスの専門性の程度、所得水準、本業か副業かといった、フリーランス及び特定業務委託事業者の特性等に応じて、法の適用範囲に例外を設けることも考えられるが、そのような例外を設けていない理由如何。
【質問の理由】 シルバーハンマー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 ○ 通し番号 82 回答のとおり、本法律案は、フリーランスの職種・業務如何を問わず、等しく共通する取引上の課題に対応するため、「広く薄く」規律することにより、最低限の取引環境を整備するものであるため、適用対象を一部の業種や職種等に限定しないこととしており、こうした点等を踏まえ、適用範囲に例外を設けないことについては、事前に貴課に説明し調整済みと認識している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 84)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤径至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

業務委託事業者において、法改正に対応するための業務処理システムの改修等に一定期間を要する場合を考えられるが、法施行までに十分な期間が確保されていると考えているか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

- 一定の周知期間と対応の猶予期間を設ける観点から、本法律案の施行期日は「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」としているものであり、このことについては、事前に貴課に説明し調整済みと認識している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 85)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第2条第4項に規定する「業務委託事業者」及び第2条第1項に規定する「フリーランス」について、それぞれ高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年法」という。）第37条第2項に規定するシルバー人材センター、及び、同法第38条第1項の規定に基づき同センターが臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を提供する高年齢退職者（以下「会員」という。）が形式的には該当すると考えられる。

この場合、シルバー人材センターに業務を発注する本来の発注者に対して課せられる法律上の義務等の有無及びその内容如何。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

- 本法律案における義務の対象となる「業務委託事業者」は、「フリーランスに業務委託をする事業者」（第2条第4項）であり、（本法律案における「フリーランス」（同条第1項）に該当しないシルバー人材センターに業務を発注する）発注者については、本法律案における義務の対象とならない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 86)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第2条第1項の「業務委託の相手方の事業者」の「事業者」の定義如何。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターから、同法第38条第1項の規定に基づき同センターが臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を提供する高年齢退職者（シルバー人材センターの会員）も「事業者」に該当するのか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

- 本法律案における「事業者」とは、一般的な「事業者」の定義と同様、「商業、工業、鉱業、農林水産業、運送業、サービス業その他の事業を行う者の総称」（角田禮次郎ほか編『法令用語辞典 第10次改訂版』（2016、学陽書房））として用いている。
- ここにいう「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいう」とされており（角田ほか編・前掲書）、営利の要素は必要とせず、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。「反復継続して」が要件となっているのは、一回限りの行為や私的・個人的な行為を除く趣旨である。
- このため、御指摘のケースにおけるシルバー人材センターの会員については、本法律案における「事業者」に該当すると考えており、この点は、事前に貴課に説明し調整済みと認識している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 87)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 第2条第2項各号の「事業者がその事業のために」の「事業者」の定義如何。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターが高年齢退職者（シルバー人材センターの会員）に対し、同法第38条第1項の規定に基づき臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を提供する手段として業務委託を行う場合、シルバー人材センターは「事業者」に該当するのか。
【質問の理由】 シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 <ul style="list-style-type: none">○ 本法律案における「事業者」及び「事業」の定義は、通し番号86回答と同様である。○ このため、御指摘のケースにおけるシルバー人材センターについては、本法律案における「事業者」に該当すると考えており、この点は、事前に貴課に説明し調整済みと認識している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 88)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

国及び地方公共団体が、第2条第2項各号の「事業者がその事業のために」の「事業者」、同条第4項の「業務委託事業者」又は同条第5項の「特定業務委託事業者」に該当する可能性はあるか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

国及び地方公共団体であっても、「なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者」（東京都と畜場事件・最判平元・12・14 民集43巻12号 2078頁）であれば「事業者」に当たり、本法律案における「業務委託事業者」にも該当し得るものと整理している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 89)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 地方公共団体が第2条第2項第2号の「事業者がその事業のために」の「事業者」に該当する場合、地方公共団体が指定管理者に公の施設の管理を行わせることは、「業務委託」に該当するのか。
【質問の理由】 シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 ○ 御指摘の「公の施設の管理を行わせること」は、本法律案における「業務委託」（第2条第2項第2号に規定する「役務の提供を委託すること」）に該当し得る。 ※ 「役務の提供を委託する」とは、他人のために行う労務又は便益という事実行為又は法律行為を、自己のために行ってくれるように他人に依頼することをいう。 ○ ただし、御指摘の「指定管理者」が本法律案における「フリーランス」（第2条第1項）に該当しない場合、本法律案は適用されない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 90)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第2条第2項各号の「事業者がその事業のために」の定義如何。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターがその業務として、家庭から家事援助などの仕事の依頼を受けることがあるが、家庭が家事援助などの仕事の依頼をフリーランスに業務委託する場合、法第2条第2項の「業務委託」に該当する可能性はあるか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

- 「事業のために」とは、当該事業者の事業の用に供するために行うものが該当する。
- 御指摘のケースについても、シルバー人材センターが事業の用に供するため会員に対して発注を行うものであれば「業務委託（第2条第2項）」に該当することとなる。
- なお、家庭を含めた一般消費者からのフリーランスへの業務委託については、一般消費者は事業者とは解されないことから、本法律案における「業務委託」には該当しないため、本法律案は適用されない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 91)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤径至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 法第3条第1項の「方法であって公正取引委員会規則で定めるもの」の「公正取引委員会規則」について、具体的どのような方法を定めることを予定しているのか。 「特定業務委託事業者」又はその委託を受けた者が開設するウェブサイトにおいて、「フリーランス」が給付の内容等を閲覧することが可能な状態に置くことも当該方法に含まれると解してよいか。 その場合、当該給付の内容等をダウンロードできる必要があるか。
【質問の理由】 シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 具体的には、電子メールや御指摘のようなウェブサイト上の閲覧等を、公正取引委員会規則において定めることを予定しております。 また、その場合、当該給付の内容等をダウンロードできる機能を持ったサービスを用いるなどして、フリーランスが記録できるようにする必要があると考えております。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 92)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

「業務委託事業者」と「フリーランス」との間で、個々の業務委託以前に、いわゆる基本契約として締結された契約書又はこれに準ずるもの（以下「契約書等」という。）が存在し、当該契約書等において支払期日等、法第3条第1項で業務委託事業者に明示が義務づけられている事項の一部が明示されている場合、これをもって当該事項の明示はなされたものと解してよいか。

【質問の理由】

シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。

【回答】

ご理解のとおりです。

なお、個別契約時の明示と併せて、本法律案第3条第1項及び公正取引委員会規則で定める事項について、全ての事項を明示する必要があります。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 93)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 第3条第1項ただし書の「その内容が定められることにつき正当な理由がある」について、具体的にどのような場合を想定しているのか。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターにおいては、報酬額（配分金）は仕事の完了後、作業に従事した会員間で分け合うため、事前に正確な金額を提示できない仕組みとなっているが、このような場合も含まれると解してよいか。
【質問の理由】 シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 「正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことを言うところ、報酬の額そのものを明示できない場合であっても、「具体的な報酬の算定方法」を明示することが可能である場合には、「その内容が定められることにつき正当な理由がある」とは言えないため、それを明示する必要があります。 このため、御指摘のシルバー人材センターのケースに関し、実際に支払われる具体的な報酬額（配分金）は明示できずとも、その算定方法（総額と分配基準等）が明示可能であれば、それを明示していただく必要があることになります。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 94)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	職業安定局高齢者雇用対策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	遠藤徑至	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 第3条第1項の「フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに」とあるが、具体的にいつまでに明示を行う必要があるか。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターの業務においては、当日急を要する仕事の依頼があった場合、必ずしも役務の提供以前に明示が困難な場合があるが、終了後に明示を行うことも認められるか。
【質問の理由】 シルバー人材センター事業における法改正の影響を正確に把握するため。
【回答】 業務委託事業者に対してフリーランスへの契約内容の明示を義務付ける趣旨は、契約内容の明確化を図り、トラブルを未然に防止することにあるところ、フリーランス保護の観点からは、合意した契約内容をすぐに確認できる状況とする必要があり、業務委託に係る契約の締結後、時間的に遅れてはならないことが要請されるため、「業務委託をした場合は、直ちに」と規定しております。このため、フリーランスの役務提供後の明示は認められないものとご理解ください。 なお、第3条に基づく明示が発注後に直ちになされていれば、契約書の作成が後日となつたとしても、本法律案の規定との関係で問題はありません。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 95)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	労働基準局労働関係法課	FAX	[REDACTED]
担当者名	山下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第二条第一項の「個人であって、従業員を使用しないもの」及び「法人であって、一の代表者以外に他の役員（略）がなく、かつ、従業員を使用しないもの」並びに同条第五項の「個人であって、従業員を使用するもの」及び「法人であって、二以上の役員がおり、又は従業員を使用するもの」について、「従業員」の定義如何。例として、同居の親族及び家事使用人は含まれるか。

【質問の理由】

「従業員」の定義が法条文上明らかでないところ、同居の親族等を使用している個人の事業者は一定数存在するものと考えられるため。

（例として、家内労働法第2条第2項における家内労働者は、条文上同居の親族以外の者を使用する者は該当しないこととされている。）

【回答】

「従業員を使用しない」とは、労働者を雇用しないという意味であって、大まかにいうと、労働者を1人でも雇用していれば、通常従業員を使用しているといえる。

ただし、本法律案では、「従業員を使用しないもの」かどうかの判断に当たっては、組織としての実態を備えているというためには、ある程度の継続的な雇用関係が前提となることに鑑み、一定期間にわたり使用されているなどの労働者を意味するものとしており、具体的には、雇用保険法の被保険者となる労働者の範囲を参考に、基本的にはこれと同一のものとすることとしている（週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の雇用が見込まれる者等）。

そのため、原則として、同居親族及び家事使用人は含まれないものと解している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 96)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	労働基準局労働関係法課	FAX	[REDACTED]
担当者名	山下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 第二条第一項の「個人であって、従業員を使用しないもの」及び「法人であって、一の代表者以外に他の役員（略）がなく、かつ、従業員を使用しないもの」並びに同条第五項の「個人であって、従業員を使用するもの」及び「法人であって、二以上の役員がおり、又は従業員を使用するもの」について、その判断は、その判断を要する時点において行うのか、それとも、過去数ヶ月間の実績や、未来の予定に基づいて判断をするのか。
【質問の理由】 本法案において想定されるフリーランスについては、そもそも従業員を使用しない又は使用する予定のないものを指すと考えられるところ、継続的に事業を行っている個人事業主や法人であっても、常時従業員は使用しているものの、何らかの理由で一時的に従業員を使用しない場合も想定され得るが、法条文上明らかでないため。
【回答】 本法律案における「フリーランス」及び「特定業務委託事業者」に該当するか否かの判断は、法的安定性の見地から、基本的に当該業務委託に係る契約締結時点において従業員を使用しているか否かで判断することを想定している。 ただし、（特定）業務委託事業者の個々の行為の違法性については、その行為が行われた時点において、新法の各種義務違反の要件をみたしているかどうかを、改めて行政庁が判断することとなる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 97)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	労働基準局労働関係法課	FAX	[REDACTED]
担当者名	山下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第十六条第一項の解除等の予告について、第十八条第一項において、（違反が認められるときは）厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告することができるとき、第十九条第一項において、当該勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、厚生労働大臣は当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしているが、両条の「必要な措置」はどのようなことを想定しているか。具体的には、フリーランスから、契約を予告なく解除等されてしまった（または至近で解除されてしまう）ことにつき、第十六条第一項に違反する事実があるとして申し出があり、適当な措置をとるべきことを求められた場合、どのような措置をとるべきことを想定しているか。

【質問の理由】

フリーランスからの解除等の予告に関する申し出として、契約を予告なく解除等されてしまった（または至近で解除されてしまう）等が主に想定されるが、契約の解除後に予告を行うことはできなくなるものと考えられ、その場合にどのような勧告・命令（違反した場合に罰則あり）を想定しているか不明であるため。この場合、第十八条における「防止するために必要な措置」として、今後の取り組みについて報告を求めるといったものとなることなどが考えられるが、同条における「違反を是正するために必要な措置」（当該申し出を行ったフリーランスのための措置）として、適正な予告がない限り解除を認めないとする勧告・命令を行うことはあり得るか。また、これら以外に想定される勧告・命令はあるか。

【回答】

- 第16条第1項の規定は、契約の期間が一定期間以上である契約の解除等について、事前の予告により、フリーランスが次の取引に円滑に移れるようにし、解除等に伴う時間的・経済的損失を軽減することを目的としていることから、第18条及び第19条の規定に基づく勧告・命令について、適正な予告がない限り解除を認めないとするなど、契約の存続を強制することは想定していない。
- このため、第16条第1項の規定違反に係る厚生労働大臣の勧告・命令については、御指摘のとおり、「防止するために必要な措置」として、今後の取組について勧告・命令を行い、その報告を求めたりすること等を想定している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 98)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]、[REDACTED]、
部局課室名	労働基準局労働条件政策課、監督課、労働関係法課	FAX	[REDACTED]、[REDACTED]、
担当者名	奈良、中嶋、安武	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

新法第2条に規定する「フリーランス」と労働基準法第9条に規定する「労働者」及び労働組合法第2条に規定する「労働者」との関係性如何。フリーランスの定義は「業務委託の相手方である事業者」とされているところ、実態として両方又はどちらかの法律上の労働者に該当する者も概念上は含まれうると考えられるが、範囲が重複する場合に、どのように法の適用関係を整理するのか。

【質問の理由】

労働基準法第9条及び労働組合法第2条に規定する労働者との関係性を整理するため。

【回答】

- 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第9条においては、「労働者を「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義しておりますが、本法におけるフリーランスは事業者であり、労基法第9条に規定する「労働者」とは重複しない概念として整理しております。
- 一方で労働組合法（昭和24年法律第170号。以下「労組法」という。）においては、「労働者について「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と定義しており、本法におけるフリーランスと一部重複する概念として整理しております。
- このため、実態として労基法上の労働者と認められる場合は、本法律案は適用されず、労基法が適用されます。また、実態として労組法上の労働者と認められる場合は、本法律案と労組法の双方が適用され得ます。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 99)

府省名	厚生労働省	TEL（直通）	[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]
部局課室名	労働基準局労働条件政策課、 監督課、労働関係法課	FAX	[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]
担当者名	奈良、中嶋、安武	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

新法第2条に規定する「フリーランス」に該当する者か否かを明らかにするための判断基準等を作成する予定があるか。

【質問の理由】

労働基準法第9条及び労働組合法第2条に規定する労働者との関係性を整理するため。

【回答】

- 令和3年3月に策定した「フリーランスガイドライン」において、フリーランスへの労働関係法令への適用についての整理がされているものと考えられる。
- 一方で、新法上のフリーランスへの該当性の判断基準について、どのような形で明確化するのかは現時点で未定ですが、いずれにせよ、施行に向け、貴課も含めた関係者の御意見等も踏まえ検討したいと考えております。